

日本出願を基礎とした大学等の国際的な権利化支援事業

令和4年度概算要求額 1.6億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 大学発ベンチャーが起業後に成長を続けるためには、将来的に事業実施を予定している国・地域において、自身の事業の核となる大学での研究成果を、適時・適切に知財化して権利保護することが必要不可欠です。
- しかしながら、大学等における特許取得のための予算は大企業等と比較して限定的であることから、大学発ベンチャーにとって必要な外国への特許出願が十分になされず、ひいては、大学発ベンチャーによる大学の研究成果の事業化が阻害されることが危惧されます。
- 本事業では、大学発ベンチャーによる事業化を予定している大学等の外国出願案件について、その出願費用（外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用）を助成することにより、大学発ベンチャーが事業実施に必要な外国における権利取得を促進し、大学発ベンチャーの創出や成長を支援します。

成果目標

- 助成した出願に関する外国知財取得率70%（審査結果判明分）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象案件の採択の概要

- 外国出願助成を希望する大学等の出願案件を民間団体等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。
- 支援対象の要件
 - 先行技術調査等の結果から、外国での権利取得の可能性が否定されないこと。
 - 以下の①または②を満たすこと。
 - ① 大学等の単独出願であり、当該出願により取得される権利を大学発ベンチャーに実施許諾または譲渡予定であること。
 - ② 大学等と大学発ベンチャーとの共同出願であること。

助成の概要

補助率：1/2

補助金上限額：1出願あたり150万円

※ 1大学あたり年間30件の採択を上限。ただし、事業の実施状況等を勘案して年度途中に見直す場合もあります。

補助対象経費：

- 外国特許庁への出願手数料
- 翻訳費用
- 外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用